

令和6年（行ウ）第85号 地位確認等請求事件

原告 新田久美ほか9名

被告 国

第10準備書面
(条約)

2025（令和7）年5月15日

東京地方裁判所民事第2部D b係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真 希 子

原告らは、本書面において、被告準備書面（3）における条約部分について、改めて被告の認否が不十分であることを指摘し、被告に対して適切に認否するよう求める。

被告の認否について

- 1 被告は、認否を要する事実に対しては既に答弁書で認否を記載しており、原告らがさらに認否を求める部分は、原告らの法適用に関する見解等を述べたにとどまる部分であって、認否の対象とならない旨主張する（被告準備書面(3)第5の2(1)・18頁）。
- 2 しかしながら、被告の上記主張は、おそらくは意図的に的外れな反論をしているものである。すなわち、原告らが認否を求める部分は、そもそも原告らの見解等ではない。被告は、極めて概括的な認否（そもそも認否していない部分もある）しか行っておらず、そのため、例えば「条約締結国には、当該条約を遵守する法的義務がある。」という部分すら、「争う」としているのである。

そうであれば、日本国政府は、「条約締結国には、当該条約を遵守する法的義務はない。」と公式に表明していることとなる。

このような杜撰かつ不誠実な認否を重ねて平然とする行為は、裁判所及び原告を著しく軽視し、侮辱するものといわざるを得ない。このような行為が司法にてまかり通ることは、あってはならないものである。

- 3 原告らが求めているのは、一文の構成要素ごとに、正確に認否を行うという訴訟における当たり前のことを、当たり前にされたいということである。

よって、被告は、一文の構成要素ごとに、正確に認否をされたい。

以上